

障がい者雇用、障がい者施設からの物品・役務の購入に対する支援を受けたい

「障がい者応援まごころ企業」認定制度

障がい者就労施設等で作る製品や提供するサービスを積極的に購入する企業等を、「障がい者応援まごころ企業」として認定し、県のホームページ等で広く紹介します。

対象者

福岡県内に本社または事業所を有し、以下の①、②及び③に該当する企業等です。

※株式会社、有限会社、一般社団法人、社会福祉法人、医療法人、学校法人、個人事業主、任意団体などが認定対象となります。

①福岡県内の障がい者就労施設等から1年間に10万円以上の「まごころ製品」を購入しており、当該施設から推薦を受けていること。

※障がい者支援施設、地域活動支援センター、生活介護事業所、就労移行支援事業所、就労継続支援事業所（A型・B型）、小規模作業所、特例子会社、重度障がい者多数雇用事業所、在宅就業障がい者、在宅就業支援団体が対象になります。

②障害者の雇用の促進等に関する法律第43条第1項に規定する「法定雇用障害者数」以上の障がいのある人を雇用していること。

※法定雇用障害者数の算定式

$$\text{法定雇用障害者数} = \text{企業全体の常用雇用労働者の総数} \times \text{法定雇用率} \quad (1人未満の端数は切り捨て)$$

平成31年4月1日現在の民間企業の法定雇用率は2.2%となっており、従業員規模45.5人以上の企業等については、1人以上の障がいのある人を雇用する義務があります。

③暴力団に関与していないこと。

支援内容

(1) 企業イメージの向上

- 県広報を通じ認定企業をPRします。
- 障がい者応援まごころ企業シンボルマークを使用して、自社の社会貢献をPRできます。
(マーク使用例)
 - ・ 会社パンフレットや名刺にマークを印刷
 - ・ 店舗や事務所にステッカーを掲示し、イメージアップに活用
 - ・ 自社製品にマークを印刷し、販売促進に活用

(2) 協力金融機関による優遇措置

- 県内の協力金融機関（商工中金、北九州銀行）で、優遇措置（所定利率から0.2%優遇）を受けることができます。

申込方法

下記にお問い合わせください。



お問い合わせ先

福岡県福祉労働部労働局新雇用開発課 障がい者雇用係

TEL : 092-643-3594 e-mail : shouko@pref.fukuoka.lg.jp

県ホームページ「障がい者応援まごころ企業募集」で検索